会津美里町行政改革大綱

~ 自立に向けた集中改革プラン~

会津美里町

平成18年4月

目 次

行政改革大綱(集中改革プラン)策定の背景	—1
1 . 分権型社会システムへの転換	1
2 . 行政改革大綱(集中改革プラン)の策定	1
行政改革大綱(集中改革プラン)の内容	—2
1.基本的考え方	2
2 . 基本方針	2
3 . 計画期間	2
4 . 推進体制	3
5.行政改革大綱(集中改革プラン)の体系	3
事務事業の再編・整理、廃止・統合	—4
1 . 事務事業の再編・整理等の目標	4
2 . 事務事業の再編・整理等を行う際のスキーム(計画)	4
3 . 具体的取組目標	
民間委託等の推進	 8
1.基本的考え方	8
2 . 民間委託等の方法	8
4 . 公の施設等の取組目標	9
4 . その他の事務についての取組目標	
定員管理及び給与の適正化	. –
1 . これまでの定員管理の状況	12
2.定員管理の現状分析及び課題	13
3 . 今後の定員管理のあり方	13
4 . 給与の適正化	
経費節減等の財政効果	
1 . 基本的考え方	
2.歳入関係の取組事項	15
3.歳出関係の取組事項	
第三セクター等の見直し ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	_
1 . 第三セクター等の統廃合・整理等見直しに関する総合的な指針・計画の策定	18
2.第三セクター等の統廃合・整理等見直しの実施状況	
電子自治体の推進	-19
地方公営企業の経営健全化	- 21
1 . 上水道事業	
2 . 下水道事業	
3 . 工業団地造成事業	
4 . 住宅用地造成事業	22

行政改革大綱(集中改革プラン)策定の背景

1.分権型社会システムへの転換

少子高齢化による人口減少時代を迎え、また、国、地方を通じた厳しい財政状況の中で、地方公共団体は、住民の負担と選択に基づき各々の地域にふさわしい公共サービスを提供する「分権型社会システム」に転換していく必要がある。これまで行政が主に担ってきた行政サービスの提供を、地域における住民団体やNPO、企業等の多様な主体が担えるような多元的な仕組みを整えていくことが求められている。

現在の地方公共団体を取り巻く状況は、全国的にも市町村合併が推進され、その規模・能力は急速に拡大しつつあり、これに伴い広域自治体のあり方の見直しが求められるなど、地方公共団体の果たすべき役割が改めて問われている。

このような状況のなか、地方公共団体においては、新たな視点に立って不断に 行政改革に取り組み、その体制を刷新していくことが求められており、国におい ても、平成16年12月24日に閣議決定された「今後の行政改革の方針」を踏まえ、 地方公共団体に対し「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」 (平成17年3月29日付け総務事務次官通知)を定め、この指針に基づく一層積 極的な行政改革の推進を求めている。

会津美里町においても、新町発足を契機として、単に行政の効率化のみを追求するだけでなく、ますます多様化する住民ニーズをより的確に把握し、限られた財源を有効的に活用しながら各種施策を推進することが求められており、これらの状況を改めて認識し、住民との協働により、危機意識と改革意識を持って行政改革を進めていく必要がある。

2.行政改革大綱(集中改革プラン)の策定

新町発足後新たに調整すべき事項や合併時からの課題、問題点なども生じてきていることから、現時点での状況を加味し、町の政策や施策、事務・事業全般にわたって総合的に検証を行い、効率的な行財政運営を図る必要がある。

こうしたことから、行財政改革を本町における不断の課題であると位置づけ、町の行財政全般についての総点検を実施し、「最小の経費で最大の効果を上げる」ための行財政システムを構築するとともに、行財政の抜本的な改革による行政本来の役割の重点化を進めながら、住民と行政の協働による新しいまちづくりを目指して、町の行政改革の基本理念と具体的取組の指針として「会津美里町行政改革大綱(集中改革プラン)」を策定する。

行政改革大綱(集中改革プラン)の内容

1.基本的考え方

本町は、平成17年10月1日、会津高田町、会津本郷町及び新鶴村の3町村合併により誕生し、「会津美里町第一次振興計画」に基づき、会津美里町の将来像「会津文化の源流 人が輝き 夢が広がる 環境共生のまち」実現のため、計画的なまちづくりを進めている。この計画を基本とし、「効率的な行政運営の確立」「自立可能な財政構造の構築」「協働によるまちづくりの推進」を進めることにより、分権型社会システムの構築を目指す。

2.基本方針

(1)効率的な行政運営の確立

地方分権の時代にふさわしい自立した自治体としての役割を果たすため、自己 決定、自己責任を基本に、多様な分野での地方分権を積極的に推進するとともに、 行政組織・機構の見直しや事務事業の見直し、電子自治体の構築、職員の意識改 革と資質向上、行政評価制度の導入など、計画的に行政改革を進める。

(2)自立可能な財政構造の構築

中長期的な財政状況を展望し、中期財政計画に基づき、すべての分野における 経費の節減合理化や自主財源の確保拡充に努めるとともに、財政分析・評価手法 を導入しながら、財源の重点配分に努め、限られた財源で最大の効果を上げ、計 画的、効率的な財政運営を推進する。

(3)協働によるまちづくりの推進

住民と行政が役割と責任を確認しながら協働してまちづくりを進めていくために、住民と行政とのパートナーシップの強化を図るとともに、ITの活用等により多くの機会をとらえて行政の仕組みやまちづくりに関する情報提供、学習機会の提供や、ボランティア、NPO活動などを推進し、協働のまちづくりの仕組みを構築する。

3.計画期間

「会津美里町行政改革大綱(集中改革プラン)」の計画期間は、平成17年度を 起点とし、平成21年度までの5年間とし、具体的な目標及び取組を明示する。

また、計画の進捗状況を毎年度把握し、改革の着実な推進を図るとともに、必要に応じて計画内容の見直しを行うものとする。

4. 推進体制

(1)行政改革推進委員会

専門的知識を有する学識経験者及び各種団体の代表者、公募による委員等15名 以内で構成し、簡素にして効率的な町政を実現するため、行政改革の推進に関す る提言等を行う。

(2)行政改革推進本部

町長、助役、収入役、教育長、課長、局長、支所長により組織し、次の事項を 掌握する。

行政改革大綱の策定及び実施に関すること。

その他行政改革に係る重要な事項に関すること。

(3) まちづくり調整会議

課長補佐等で各課長等が指名する者をもって構成し、各課が所管している事務 事業のうち全庁的推進体制を必要とするものについて、当該事務事業を効率的か つ効果的に執行するための連絡調整、振興施策の調査、研究及び検証等を行う。

(4)公表による住民参加

行政改革推進の各過程において、ホームページや広報誌により、行政改革の取り組みを広く住民に公表する。

5.行政改革大綱(集中改革プラン)の体系

事務事業の再編・整理、廃止・統合

民間委託等の推進

定員管理及び給与の適正化

経費節減等の財政効果

第三セクター等の見直し

電子自治体の推進

地方公営企業の経営健全化

上水道事業

下水道事業

工業団地造成事業

住宅用地造成事業

事務事業の再編・整理、廃止・統合

1.事務事業の再編・整理等の目標

平成17年10月1日の町村合併時においては、すべての事務事業について、以下の協議原則に基づき、協議、調整を行ってきた。

協議原則

新町に移行する際、住民生活に支障のないよう速やかな一体性の確保に努める。 住民サービス及び住民福祉の向上に努める。

負担公平の原則に立ち、行政格差を生じさせないよう努める。

新町において健全な財政運営に努める。

行政改革の観点からの事務事業の見直しに努める。

自治体の規模に見合った事務事業の見直しに努める。

会津美里町として、より一層の行政改革を進める観点から、原則として、平成 18年度よりすべての事務事業についての総点検を実施し、行政評価の活用と併せ て様々な角度からの検討、点検を行う。

2.事務事業の再編・整理等を行う際のスキーム(計画)

(1)基本的考え方

限られた財源のなかで、多様化する住民ニーズや新しい行政課題に対応するため、初期の目的に照らし効果の薄れてきた事業など、以下の検討基準により、適切な見直しを図る。その際、「最小の経費で最良の住民サービスを提供する」という行政運営の基本原則を実践するために、住民の税金を最大限に活用するというコスト管理を常に意識し、費用対効果と効率性を徹底する。

さらに、住民と行政の役割分担、行政が直接担うべきサービスの範囲などの検討を踏まえ、早期に行政評価システムを導入し、評価の結果を有効的に活用しながら、常に事務事業の見直しを推進していく。なお、評価の課程では、パブリックコメント(意見聴取)の実施や、有識者を交えた委員会等による外部評価制度の導入検討を踏まえ、住民に分かりやすい指標を用いて実施するとともに、広報誌や町ホームページ等を活用し、積極的に情報公開を行う。

検討基準

初期の目的は達成されていないか 住民と行政の役割分担はどうか、又、行政の関与の必要性はどうか 費用対効果、必要性、事業効果はどうか 使用料、手数料は適正か 住民間の公平性はどうか

緊急を要する事業か

社会経済情勢に合っている事業か

民間活用、委託により経費節減できる事業ではないか

町の個性、特色が生かされている事業か

手続が簡素化、効率化できないか

住民の目線からみて必要な事業か、又、主体的に参加できるものか

統合を図れる事業はないか

個人を対象とした現金給付等は妥当か

(2)行政評価を活用する仕組みの導入の有無

平成18年度から行政評価を導入し、次の方法により、適切に活用するための仕組みを構築する。

次年度の予算要求の計画立案への反映

各課においては、評価に応じた検討分析を踏まえ、予算要求における企画立案 に際して評価の結果を適切に反映させる。

問題点の協議

複数の課にまたがる事業及び重要案件等については、まちづくり調整会議において評価の結果について協議・調整を図るとともに、外部評価制度の導入についても検討する。

予算編成への活用

予算編成においては、評価情報を予算編成作業における共通の情報として活用 を図ることとし、評価結果の予算編成過程での活用を図る。

事業の選定・構築への活用

重点施策の評価については、重点事業の企画立案及び次年度重点事業の選定のために活用を図る。

結果の公表

ホームページ、広報誌において行政評価の結果及び活用について掲載する。

住民意見の反映

ホームページ、パブリックコメント等により住民意見の反映を図る。

(3)地域協働の推進

多様化する行政需要に的確かつ迅速に対応するためには、住民と行政が役割と 責任を確認しながら協働してまちづくりを進めていく必要がある。その際、より 地域に密着した住民団体等が事業主体として実施することにより、協働や住民参 画などの施策の目的が達成され住民サービスが向上する場合は、積極的に活用す ることとする。住民と行政があらゆる情報を共有し、「対話と協働」による地域協 働のまちづくりを進め、効率的な行政の展開を図る。

3 . 具体的取組目標

事務事業名	事務事業の再編・整理等の目標	効果	年度
パブリックコメント制度	基本的な政策等を策定する際、素案の段階で町	住民参画の拡充	H18
の導入	民に公表し、提案された意見を考慮し、意志決	民主的な町政の推進	
	定を行う制度を構築する。		
人材育成に関する基本方	長期的、かつ総合的な観点で職員の能力開発を	職員の資質向上	H18
針の策定	推進するため、研修の充実、人事制度の見直し		
	など、人材育成の方策を明示した人材育成基本		
	方針を策定する。		
審議会等の公募委員の拡	行政運営に住民参画を進めていく観点から、審	住民参画の拡充	H18
大	議会等の公募委員の割合を拡大するとともに、		
	より多様な住民が参加できるよう、公募の方法		
	についても検討する。		
行政評価システムの検討	町が行う施策や事業の成果について、客観的基	透明性・効率性の高	H18
と導入	準を用いて評価を行い、その結果に基づき事務	い行政運営	
	や事業の見直しを行う仕組みを構築する。		
補助金・交付金の見直し	「補助金制度に関する指針」を策定し、補助金	経費の節減	H18
	等の公益性や必要性について、客観的な視点か		
	らの見直しを図る。また、新規に補助金等を創		
	設する場合は、時限措置を講じるなど、制度運		
	用の適正化を図る。		
契約事務の合理化	OA機器、車両のリース、ソフトウェアの使用	経費の節減	H18
	権許諾、公共用施設管理の委託等に長期契約制	事務の効率化	
	度を導入し、業務の効率化を図る。		
職員提案制度の導入	効率化や住民サービスの向上が図れる事務事業	職員の資質向上	H18
	等について、職員自ら提案することにより、職	行政サービスの向上	
	員の意識を変え、より良い行政づくりに努める。		
行政組織及び機構の見直	現在の行政組織及び機構は、合併効果を最大限	住民満足度の向上	H19
L	生かすため、3つの庁舎を有効活用することを		
	基本に、本庁機能分散化による分庁舎方式とし、		
	各庁舎に住民サービスの低下を招かないよう総		
	合的窓口としての支所機能を設けることとして		
	いる。今後、現状及び「新たな行政課題への対		
	応」「スリム化・フラット化・効率化」等を考慮		
	し、住民ニーズに即した組織機構とするよう見		
	直しを図る。		
効率的な予算編成システ	成果重視の予算編成に移行するため、行政評価	事務の効率化	H19
ムの確立	及び予算査定手法等の検討を行い、枠配分方式		
	の導入、中期財政計画の策定等により効率的な		
	予算編成が行えるシステムの確立を目指す。		

事務事業名	事務事業の再編・整理等の目標	効果	年度
窓口サービスの向上	窓口サービスに対する満足度を高めるため、窓	住民サービスの向上	H19
	口業務等の受付時間や受付方法の見直しを行う		
	とともに、電話、窓口における対応の姿勢、話		
	し方など職員の総合的な接遇能力の一層の向上		
	に努め、窓口サービスの向上、充実を図る。ま		
	た、住民異動の際などに必要な町民の諸手続を		
	簡素化するため、各種業務の窓口一本化につい		
	ても検討する。		
協働によるまちづくり基	行政と住民、NPO、企業等との協働によるまち	住民と行政のパート	H19
本方針の策定	づくりを推進していく基本的な考え方について	ナーシップの強化	
	の方針を策定する。		
中学校の統合	高田第一中学校と高田第二中学校を統合する。	効率的な施設運営	H19
	(高田中学校)		
住民満足度調査の実施	住民満足度を視野に入れた行政運営を展開する	住民満足度の向上	H20
	ため、住民満足度調査の実施を検討する。		
小学校の統合	永井野、旭、藤川、尾岐の4小学校を統合する。	効率的な施設運営	H20
	(宮川小学校)		
幼稚園の統合	赤沢幼稚園を廃止し、保育所へ統合する。	効率的な施設運営	H21
小学校統合の推進	赤沢小学校及び本郷第二小学校の統合について	効率的な施設運営	H21
	推進する。		
選挙投票所統合の検討	有権者数に応じた適正な規模となるよう投票所	効率的な行政運営	H21
	の統合を検討する。		
行政区統合の推進	適正な行政区の規模となるよう行政区域の見直	効率的な行政運営	H21
	し及び行政区の統合について推進する。		

民間委託等の推進

1.基本的考え方

民間委託等の推進については、事務事業全般にわたって、幅広く点検を実施し、 行政が担うべき領域についての検討を行う。検討に当たっては、効率性、専門性、 行政責任の確保等の観点を踏まえつつ、住民サービスの向上を目指して、民間委 託等を積極的かつ計画的に推進する。また、その受け皿として、地域協働の考え 方に基づき、民間事業者に限らず、住民団体やNPO、ボランティアさらに行政と 住民などが協力しあう新たな事業形態による可能性も検討する。なお、委託に当 たっては、公正で合理的かつ能率的な実施を図ることとする。

今後の行政運営に当たっては、定員管理の適正化により、限られた職員数により行政運営を行っていく必要があることから、職種別の職員の退職、新規採用の状況など、別に定める定員適正化計画との整合性を図りつつ、効率的な行政運営の実現のため、行政が担うべき役割を重点化し、住民ニーズへの迅速、的確な対応を図る。

2. 民間委託等の方法

民間委託等の推進については、以下の4つの方法を基本とし、業務内容や手法 の特性に応じて、どの方法が適切か検討する。

(1)業務委託

業務委託とは、町がその権限に属する事務事業等を直接は実施せず、その他機関や特定のものに行わせることで、本来、町が直接遂行すべき業務を直営で処理するのではなく、行政責任を果たす上で必要な監督権などを留保したうえで、民間企業や住民団体などの諸団体または個人などにその事務処理を委ねることをいう。

業務委託では、町の行政責任を果たす必要があることから、契約に際して、町と委託先の責任の範囲をあらかじめ明示しておくとともに、契約の履行課程において、町の管理監督が働くように十分留意する必要がある。

(2)指定管理者制度

指定管理者制度とは、平成15年6月の地方自治法の一部改正により、これまで出資団体や公共的団体等にしか認められなかった公の施設の管理について、幅広く民間業者やNPO法人などの団体に管理代行させることができる制度をいう。

多様化する住民ニーズに、より効率的、効果的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上と経費の節減等を図る。

(3) PFI

PFI (Private Finance Initiative) とは、従来、町が自ら行ってきた公共施設の設計、建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力、技術的能力を活用し

て行い、町が直接実施するより効率的かつ効果的に公共サービスを提供する手法をいう。事業の実施者はあくまで民間事業者であり、事業実施の責任は基本的に公共部門から民間事業者に移転されることを事前に契約で定める。

PFIを活用するに当たっては、情報や実務的なノウハウの集積に努めるとともに、今後PFIの特長を生かし、一層効率的、効果的な事業実施が期待できる事業について、調査、研究を進め、導入を検討する。

(4) 民営化

町が行っている事務事業の全部または一部の実施主体を、全面的に民間に移行することをいう。

民営化に当たっては、法令等の改正により町が主体となって行う必要がないか、 町がサービス提供主体から撤退しても十分なサービスの量や質が維持、確保され るか等の視点により検討する。民営化を実施する際には、業務をただ丸投げする だけでなく、事業者の業務遂行能力や執行体制の適正などについて、十分な監視、 指導を行う。

4.公の施設等の取組目標

(1)現状及び基本的考え方

公の施設とは、住民の福祉を増進する目的をもって、住民の利用に供する施設を言い、以下の施設がこれに当たる。一方、住民の利用に供することが目的でない庁舎、給食センターなどは町が所有する施設であるが、公の施設ではない。平成16年度末時点における施設数及び取組状況は以下のとおりである。

施設の種類	施設数	指定管理者制度 導入済み施設数	業務委託実施 済み施設数	直営施設数
レクリエーション・スポーツ施設	22	0	7	15
産業振興施設	8	1	4	3
基盤施設	40	0	22	18
文教施設	28	0	0	28
医療・社会福祉施設	15	0	2	13
その他	73	0	0	73
計	186	1	35	150

これらの施設については、随時、施設管理の在り方についての点検、見直しを 図り、民間委託等の導入を積極的に検討し、管理コストを削減した上で、利用者 が満足できるサービスの提供を目指す。

また、公の施設以外の施設についても検討を行い、経費の節減や住民サービスの向上が見込まれる場合には、民間委託等を導入する。

(2) 平成18年4月1日までに民間委託等による管理へ移行する施設

施設名	概 要	H17	H18	H19	H20	H21
インフォメーションセンタ	H16設置時より、	実施中		継続		
_	指定管理者制度活用					
新鶴体育館	管理委託制度の廃止により		実施			
	指定管理者制度へ移行					
吹上運動公園	管理委託制度の廃止により		実施			
	指定管理者制度へ移行					
ふれあいの森スポーツ公園	管理委託制度の廃止により		実施			
	指定管理者制度へ移行					
ふれあいセンター「あやめ	直営より指定管理者制度へ		実施			
荘」	移行					
高田児童館	直営(一部業務委託)より		実施			
	指定管理者制度へ移行					
本郷デイサービスセンター	業務委託より指定管理者制		実施			
	度へ移行					
新鶴デイサービスセンター	業務委託より指定管理者制		実施			
	度へ移行					
高田温泉「あやめの湯」	直営(一部業務委託)より		実施			
	指定管理者制度へ移行					
本郷温泉「湯陶里」	管理委託制度の廃止により		実施			
	指定管理者制度へ移行					
新鶴温泉健康センター	管理委託制度の廃止により		実施			
	指定管理者制度へ移行					
宿泊研修施設ほっとぴあ新	管理委託制度の廃止により		実施			
鶴	指定管理者制度へ移行					
ふるさと観光物産館	管理委託制度の廃止により		実施			
	指定管理者制度へ移行					
せせらぎ緑地公園	管理委託制度の廃止により		実施			
(付属施設含む)	指定管理者制度へ移行					

(3)平成19年度以降、民間委託等による管理へ移行する施設

施設名	概要	H17	H18	H19	H20	H21
本郷老人福祉センター	直営より指定管理者制度へ		検討	実施		
	移行					
新鶴高齢者福祉センター	直営より指定管理者制度へ		検討	実施		
	移行					

その他施設についても、毎年度見直しを実施し、積極的に民間委託等による管理へ移行する。

4. その他の事務についての取組目標

事務事業の種類	H16年度末の状況	H17年度~H21年度までの取組目標
役場庁舎清掃	一部委託	引き続き、一部委託を継続する。
役場庁舎夜間警備	全部委託	引き続き、全部委託を継続する。
公用車運転(スクールバス等含む)	一部委託	引き続き、一部委託を継続する。
一般ごみ収集	全部委託	引き続き、全部委託を継続する。
し尿処理	一部委託	平成18年4月1日より、すべて民間事業者の
		許可制とする。
学校給食	一部委託	引き続き、一部委託を継続する。
学校用務員事務	一部委託	引き続き、一部委託を継続する。
水道メータ検針	全部委託	引き続き、全部委託を継続する。
道路維持補修・清掃等	一部委託	引き続き、一部委託を継続する。
ホームヘルパー派遣	全部委託	引き続き、全部委託を継続する。
在宅配食サービス	全部委託	引き続き、全部委託を継続する。
情報処理・庁舎情報システム維持	一部委託	引き続き、一部委託を継続する。
ホームページ作成・運営	全部直営	引き続き、全部直営を継続する。
調査・集計(統計調査等)	全部直営	引き続き、全部直営を継続する。
総務関係事務	一部委託	引き続き、一部委託を継続する。
(給与・旅費・福利厚生等)		

定員管理及び給与の適正化

1.これまでの定員管理の状況

過去の定員適正化計画の具体的内容及び達成状況

合併前の3町村における定員管理の状況は、下記の表のとおりそれぞれの計画または目標の数値を達成している。

旧会津高田町

(各年4月1日現在)

区分	H14	H15	H16	H17
総職員数	168	166	162	158
対前年増減数		2	4	4
一般行政職員数	117	119	116	113
定員適正化計画数	122	122	114	114
公営企業等職員数	17	15	15	15

旧会津本郷町

(各年4月1日現在)

区分	H14	H15	H16	H17
総職員数	90	90	88	88
対前年増減数		0	2	0
一般行政職員数	56	59	57	57
定員適正化計画数	56	59	58	57
公営企業等職員数	12	12	12	12

旧新鶴村

(各年4月1日現在)

			•	
区分	H14	H15	H16	H17
総職員数	60	61	61	60
対前年増減数		1	0	1
一般行政職員数	38	39	36	36
定員適正化計画数	40	39	36	36
公営企業等職員数	7	7	8	8

2. 定員管理の現状分析及び課題

定員モデル、類似団体との部門別比較

平成17年10月1日の合併時現在における本町に対する第8次定員モデルの試算値数は196名となっている。本町の一般行政職の職員数は206名(平成17年10月1日現在)となっており、定員モデル対象職員数と比較すると10名多い状況にある。これは町村合併による職員増であり、一般行政部門では、特に合併による住民サービス低下の防止を考慮し、それぞれの庁舎に総合窓口的な支所を設置したため、業務が重複し人員超過となっている。

今後の職員削減は避けることのできない課題であり、以下の項目を考慮し、早 急に組織の見直しを図りながら、住民サービス低下を招くことなく、定員管理適 正化に取り組むものとする。

3.今後の定員管理のあり方

(1)基本的考え方

町村合併により定員モデルを超過した職員数を、将来の行政需要等を勘案しながら減員する。平成17年度を初年度とし、平成22年4月までの5年間で、全体の職員数300名(平成17年10月1日現在)を、52名の減員を図ることにより17.3%の削減率とし、平成22年4月1日現在での職員数を248名とする

(2) 主な定員適正化手法の概要

新規採用の抑制

退職者に対する新規採用の補充は、極力抑制することを基本とする。

民間委託等の導入

行政自らが行うよりも、民間の活力を導入した方が費用対効果や効率性が認められる業務及び施設等については、積極的に活用するとともに、職員の任用替えについても検討する。

組織・機構改革

行政需要に対応した組織・機構を基本とし、事業の見直し、人員の適正配置、 機構改革を行う。

退職勧奨制度の実施

退職者の勧奨を、適時実施する。

(3)新規採用者及び退職者の見込み

新規採用者及び退職者数の見込みは、以下のとおりとする。

年度	4月1日定員目標値 (うち公営企業職員数)	退職者数	新規採用	減員数
平成17年度	300 (18)	6		
平成18年度	294 (18)	11	0	6
平成19年度	283 (18)	13	0	17
平成20年度	270 (18)	12	0	30
平成21年度	258 (18)	20	10	42
平成22年度	248 (18)			52

平成17年度は10月1日現在の定員数 派遣職員含む、教育長及び特別職は含めない

4 . 給与の適正化

職員給与の適正化については、国における給与制度改革を見据えつつ、県、近 隣市町村の実態、経済情勢及び本町の財政状況を勘案し、平成17年10月1日町 村合併を機会に、下記事項について見直しを図った。

取組項目	取組内容
高齢層職員昇級停止	国・県に準じ改正
昇級運用の是正	国・県に準じ改正
級別職務分類表に適合しない	該当なし
級への格付け等の見直し	
退職手当の支給率見直し	国・県に準じ改正
諸手当の総点検	国・県に準じ改正
	特殊勤務手当を全廃
技能労務職の給与の見直し	県に準じ改正

経費節減等の財政効果

1.基本的考え方

限られた財源のなかで、事業の必要性・緊急性等を踏まえた健全財政を図るため中期財政計画を策定し、費用対効果に基づく歳出全般の効率化と財源配分の重点化を図るとともに、歳入においても、徴収率向上に向けた取組など、財政基盤の拡大を目指した健全な財政運営を目指す。

また、適正で効率的な行財政運営を図るため、入札制度改革や外部監査制度の 導入について検討するとともに、監査内容について住民に周知し、住民意見の反 映に努める。

2. 歳入関係の取組事項

	取組項目	平成17年度から21年度までの取組目標及び施策の内容		
1	税等の徴収対策	徴収率の向上 町税等の徴収率を平成16年度決算の92.5%から平成19年度ま		
		1%アップする。		
		実施年度:平成19年度~21年度		
		効果見込額:46,500千円		
2	使用料・手数料の見直	使用料・手数料の見直し		
	L	受益者負担の観点から、原則として全ての使用料・手数料について3		
		年サイクルのもとに見直す。		
3	町有財産の有効活用	普通財産の有効活用		
		施設跡地等遊休地で再利用のないものなど土地利用の実態を調査し、		
		売却等が適当なものは処分する。		
		実施年度:平成18年度~21年度		
		効果見込額:27,000千円		
		工業団地、住宅団地の早期売却を目指す。		

3.歳出関係の取組事項

	TT/015 C	正式4.7亿度4.2.04亿度4.7.0四级日捷及7.7.4.7.0		
1	取組項目 人件費削減	平成17年度から21年度までの取組目標及び施策の内容		
1		職員の削減		
	この削減効果は、給			
	与構造改革に伴う職員	実施年度:平成17年度~21年度		
	給与の見直し結果によ	効果額見込:538,540千円		
	って変更となる場合が	昇給停止年齢の引き下げ		
	ある。	昇給停止年齢を国・県に準じ、55歳に繰り下げる。		
		実施年度:平成17年度~21年度		
		効果額見込: 2,950千円		
		管理職手当ての削減		
		管理職手当ての10%削減		
		実施年度:平成18年度~21年度		
		効果額見込:3,600千円		
		収入役を置かない		
		実施年度:平成17年度~21年度		
		効果額見込:41,700千円		
		議会議員及び各種委員をはじめとする特別職の定数削減及び報酬		
		の見直し		
2	民間委託等による事務	指定管理者制度の導入		
	事業費削減	・温泉施設、ふるさと観光物産館、デイサービセンター、新鶴体育館、		
		せせらぎ緑地公園、高田児童館等13施設		
		実施年度:平成18年度~21年度		
		効果見込額:70,000千円		
		・本郷老人福祉センター、新鶴高齢者福祉センター		
		実施年度:平成19年度~21年度		
		効果見込額:22,800千円		
3 補助金等の整理合理化 「補助金制度に関する指針」を策定し、補助事		「補助金制度に関する指針」を策定し、補助事業の内容、団体の経理		
		状況を把握し、補助金額の縮減や終期の設定などにより、整理合理化		
		を図る。		
		実施年度:平成18年度~21年度		
		効果見込額:62,000千円		

	取組項目	平成17年度から21年度までの取組目標及び施策の内容
4	施設の統廃合	給食センターの統合
		本郷給食センターを高田給食センターへ統合する
		実施年度:平成19年度
		効果見込額:33,000千円
		中学校の統合
		高田第二中学校を高田第一中学校へ統合する(高田中学校)
		実施年度:平成19年度
		効果見込額:18,000千円
		小学校の統合
		高田地域小学校4校を統合する(宮川小学校)
		実施年度:平成20年度
		効果見込額:23,000千円
		赤沢幼稚園を廃止し、保育所へ統合する
		実施年度:平成21年度
		効果見込額:5,600千円
5	事務事業の効率化	公用車の削減
		公用車を順次削減し、集中管理による稼働率を上げる。また、軽自動
		車の購入により維持管理経費の削減を図る
		実施年度:平成18年度~
		効果見込額:5,700千円

第三セクター等の見直し

1. 第三セクター等の統廃合・整理等見直しに関する総合的な指針・計画の策定

本町には財団法人と株式会社、四つの団体があり、それらを対象とした統廃合・整理等見直しに関する総合的な指針・計画は策定されてなかったが、財団法人新鶴村振興公社については平成17年10月1日の町村合併前に関係町村で調整した結果、平成18年3月31日付けで解散することとした。

- 2 . 第三セクター等の統廃合・整理等見直しの実施状況
 - (1) 平成17年4月1日時点における法人数:3法人

財団法人新鶴村振興公社

株式会社会津本郷振興公社(平成17年10月1日より会津美里振興公社) 株式会社米夢の郷

(2) 平成17年度~平成21年までの5年間の見直しの実施予定

財団法人新鶴村振興公社については、平成18年3月31日付けで解散し、役職員25名については解任または退職とする。

株式会社会津美里振興公社については、役員9名は変わりないが、職員数は平成17年3月末には11名であったものを平成17年5月には事業分社化により7名に削減した。平成18年4月からは事業拡大に伴い、6名の職員の増を見込むものとする。また、平成17年度に今後5年間を目標とした経営方針の策定に着手し、その方針に基づき、外部監査及び品質管理、給与の年報酬制の導入、積極的な情報公開の推進など、経営改善を進める。

株式会社米夢の郷については、地場産業の振興を目的として出資しているものであり、随時経営状況を確認し、指導・助言を行うこととする。

電子自治体の推進

町村合併により総合政策課内に情報政策係を設け、情報通信システムの安全性・信頼性の確保に配慮しながら、「会津美里町地域情報化基本計画」に基づき、地域の情報化と行政内部の情報化を総合的かつ計画的に推進する。また、合併により行政サービスの低下につながらないよう、情報技術社会や高度化する住民ニーズに対応した電子自治体を構築し、事務の効率化・省力化・迅速化を図る。

(1) 手続きのオンライン化

申請・届出手続の電子化については、県や国の電子自治体施策と連動して積極的に推進する。

(2)防災等の情報提供

住民が安心して生活を送れるよう防災情報を提供するとともに、災害等が発生した場合には、情報通信技術により即時に情報提供する。

(3)地域のネットワークの整備

地域イントラネット基盤施設整備事業において整備した地域イントラネットを 利活用しつつ、さらに町内全域に光ファイバーを敷設するなど、ブロードバンド 化を図る。

(4)住民サービス等の利便性の向上

ICカード等を用いて各種申請手続きの簡素化などを図り事務の効率化と利用者の利便性の向上を図る。

また、町ホームページや公共施設予約システム等の拡充についても推進する。

事務事業名	事務事業の再編・整理等の目標	効果	実施年度
電子申請システム	従来の窓口申請に加えてインターネットに接続	住民サービスの向上	H17
導入	されたパソコンを使用することで、自宅や職場		
	から届出や申請することが可能となった。本町		
	では幼稚園入園申し込みの手続き他10の手続		
	きにおいて利用できる。		
防災行政無線等シ	防災行政無線については旧新鶴村でのみ整備し	住民サービスの向上	H18~
ステム導入の検討	てあったが、光ファイバーまたは防災行政無線		
	を利用したシステムの構築を検討する。		
施設予約システム	旧町村単位で地域イントラネット事業により導	住民サービスの向上	H18~
統合	入済みの施設予約システムを統合することでス	業務の効率化	
	ムーズな町内の施設予約が可能となる。		
文書管理システム	庁内業務文書や各種申請書類、国や他の自治体	業務の効率化	H20~
導入の検討	からの文書など、紙文書と電子文書の両方をま		
	とめて管理する。		
電子決裁導入の検	電子決裁基盤を導入し、決裁の効率化と情報の	業務の効率化	H21~
討	効率的管理を図る。		
総合型GIS導入	各課で別々に管理している地図情報の共有化を	住民サービスの向上	H21~
の検討	図る。	業務の効率化	

地方公営企業の経営健全化

1.上水道事業

(1)収益の向上

水道事業の安定を図るため、安全性の高い水道水について広報紙などに掲載し、 新規加入者や自家用井戸水からの切り替え促進を行う。

(2)料金の適正化・経費の節減

合併による統一料金とした結果、水道料金が減収となるため、引き続き経費の 節減に努める。

(3)収納対策の強化

水道料金の収納については、未納のないよう万全を期す必要があり、納期限までに納付しない未納者に対しては、納入催告の通知をするとともに戸別訪問などにより納付催告を行い、応じない場合は、給水停止を実施し、収納対策の強化を図る。

(4)民間への業務委託の推進

民間の手法により委託できるものは、安全性、効率性、経済面を充分検討し、 問題点、課題等があれば実施している先進地市町村を調査し、住民サービスを低 下させない体制で業務委託の推進を図る。

(5) 事業計画予算の適正化

合併による中央監視システムの統合など多額の経費を要する設備投資事業については、財政当局と協議しながら、年度ごとの水道収益見込みと企業債償還額を対比させた事業計画を策定し、適正化に努める。

2. 下水道事業

(1)収益の向上

下水道事業の安定を図るため、早めに接続するよう広報紙や下水道推進協力員による加入促進等を実施し、下水道料金の確保に努める。

(2)料金の適正化・経費の節減

現行の下水道料金で運営することを基本とし、引き続き経費の節減に努める。

(3)収納対策の強化

水道料金と併せた下水道料金の収納については、未納のないよう万全を期す必要があり、納期限までに納付しない未納者に対しては、納入催告の通知をすると

ともに戸別訪問などにより納付催告を行い、収納対策の強化を図る。

(4)民間への業務委託の推進

公共下水道や農業集落排水事業の運転管理などの維持管理業務は、民間へ委託 しているところから引き続き、民間委託とする。

また、民間の手法により委託できるものは、安全性、効率性、経済面を充分検討し、問題点、課題等があれば実施している先進地市町村を調査し、住民サービスを低下させない体制で業務委託の推進を図る。

(5)事業計画予算の適正化

公共下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽事業など多額の経費を導入して、 建設中であるが、設備投資とともに企業債償還金が増大するため、資本費平準化 債を借入、償還元金の返済に充て、無理のない計画的な予算の適正化に努めるも のとする。

3. 工業団地造成事業

工業団地造成事業について、高田工業団地及び新鶴工業団地ともに未売却地があり、価格の再検討等を行い、誘致事業に弾力的に対応できる体制づくりを進め、 早期完売に努める。

4. 住宅用地造成事業

住宅用地造成事業については未売却地の販売事業が主なものとなっており事業を縮小したため、平成17年9月末日まで職員1名を配置していたが、合併に伴い平成17年10月1日からは職員を置かないこととした。今後、販売促進に向けた様々な施策を検討し、早期完売に努める。